

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月24日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
永田小学校 教室床部分補修委託
- 2 履行（納品）場所
南区永田北二丁目6-12
横浜市立永田小学校
- 3 契約日
令和7年8月15日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年8月26日
- 5 契約金額
1,343,100円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市南区花之木町2丁目23番地
株式会社エノキ
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
教室床タイル部分にひび割れ欠損が見られ、新学期の授業に影響を及ぼし学校運営に支障をきたすことから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育環境整備部教育施設課